

令和7年第2回定例会提出予定議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	1
2	柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	2
3	専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	財政部 市民税課	3
4	柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 市民税課	4
5	柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 スポーツ課	6
6	柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 スポーツ課	7
7	柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	8
8	柏市アフタースクール条例の制定について	生涯学習部 アフタースクール課	10
9	柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の制定について	こども部 保育運営課	12
10	柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 建築指導課	13
11	工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その1））	教育総務部 教育施設課	15
12	工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その2））	教育総務部 教育施設課	16
13	工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その3））	教育総務部 教育施設課	17
14	工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その4））	教育総務部 教育施設課	18
15	工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その5））	教育総務部 教育施設課	19
16	財産の取得について（軽電気自動車）	総務部 資産管理課	20
17	示談の締結及び損害賠償の額の決定について	環境部 北部クリーンセンター	21
18	令和7年度柏市一般会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	22
19	令和7年度柏市病院事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	22
20	柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局	23
21	柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局	24

議案第 1 号 柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に準じ、仕事と育児との両立に資する制度等を周知し、及び当該制度等の請求等に係る職員の意向の確認に係る措置を講じること等をするため、柏市職員勤務時間条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 妊娠又は出産等についての申出をした職員に対する育児に係る両立支援制度に関する意向確認等（第 12 条第 1 項関係）

任命権者は、当該職員又はその配偶者の妊娠又は出産等についての申出をした職員に対し、当該職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）等を知らせるための措置、出生時両立支援制度等の利用等に係る意向を確認するための措置等を講じなければならないこと。

2 3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する意向確認等（第 12 条第 2 項関係）

任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員に対し、当該職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）等を知らせるための措置、当該職員の育児期両立支援制度等の利用等に係る意向を確認するための措置等を講じなければならないこと。

3 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による部分休業制度の拡充に伴う部分休業の承認を請求することができる時間数の上限の設定その他の所要の改正を行うため、柏市職員育児休業等条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）の規定により 1 日の勤務時間のうち 2 時間を超えない範囲内の時間で請求することができる部分休業について、勤務時間の始めと終わりに限り承認するものとする取扱いを廃止すること（第 9 条第 1 項関係）。
- 2 法の規定により 1 年につき人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内で請求することができる部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする（第 9 条の 2 関係）。
- 3 部分休業の請求に係る単位となる 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすること（第 9 条の 3 関係）。
- 4 職員が 3 の期間ごとに請求できる第 2 号部分休業の上限時間は、次のとおりとすること（第 9 条の 4 関係）。
 - (1) 非常勤職員以外の職員にあつては、7 7 時間 3 0 分
 - (2) 非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間
- 5 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 3 号は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、その一部について同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、軽自動車税の種別割の税率に係る区分の新設等を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により同日に専決処分により柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市税条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

2 輪の原動機付自転車のうち総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のものに対して課する軽自動車税の種別割の税率を年額 2,000 円とすること（第 83 条第 1 号関係）。

2 柏市都市計画税条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

地方税法の改正に伴い、同法の条項を引用している部分を改めること（附則第 16 項関係）。

3 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 4 号 柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、地方税法の改正に伴う個人の市民税の特定親族特別控除及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に係る規定の整備等を行うため、柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市税条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

(1) 令和 8 年度以後の各年度分の個人の市民税について、所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者等を除き、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、その者の前年の所得について算定した総所得金額等から特定親族特別控除額を控除すること（第 34 条の 2 関係）。

(2) 大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該マンションが当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとすること（附則第 8 条の 3 第 14 項関係）。

(3) 令和 8 年 4 月 1 日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする（附則第 14 条第 1 項関係）。

ア 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.35 g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあって

は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成19年柏市条例第22号）の一部改正（改正条例第2条関係）

公益信託に関する法律の施行に伴い、信託法の施行の日前に効力が生じた信託に係る市民税に関する経過措置について所要の規定の整備を行うこと（附則第2項関係）。

3 施行期日等

(1) この条例は、1（1）は令和8年1月1日から、1（2）は公布の日から、1（3）は同年4月1日から、2は公益信託に関する法律の施行の日から施行すること。

(2) 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に売渡し等が行われた加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準については、1（3）にかかわらず、現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数と1（3）により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数の合計数によるものとする（改正条例附則第3条第2項関係）。

議案第 5 号 柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正する条例 の制定について

議案第 5 号は、柏西口第一公園の市民プール及び柏市逆井市民プールについて、午後 6 時以後の使用に係る利用料金の額の上限等を定めるため、柏市都市公園条例及び柏市民プール条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市都市公園条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
 - (1) 柏西口第一公園の市民プールの開場時間を市長が別に定める日にあつては午後 8 時まで延長すること（別表第 2 関係）。
 - (2) 柏西口第一公園の市民プールを午後 6 時以後に使用する場合における利用料金の額の上限は、1 人 2 時間以内の使用につき 6 0 0 円（高校生以下の者が使用する場合にあつては、3 0 0 円）とすること（別表第 6 第 3 号の表関係）。
- 2 柏市民プール条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）
 - (1) 柏市逆井市民プールの開場時間を市長が別に定める日にあつては午後 8 時まで延長すること（第 2 条の 4 関係）。
 - (2) 柏市逆井市民プールを午後 6 時以後に使用する場合における利用料金の額の上限は、1 人 2 時間以内の使用につき 6 0 0 円（高校生以下の者が使用する場合にあつては、3 0 0 円）とすること（別表第 1 号の表関係）。
- 3 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行すること。

議案第 6 号 柏市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号は、柏市中央体育館のアリーナの 4 分の 1 面での使用に係る利用料金の額の上限を定めるため、柏市民体育館条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市中央体育館のアリーナの 4 分の 1 面を使用する場合（貸切りで使用する場合で、入場料を徴収しないときに限る。）における利用料金の額の上限は、2 時間以内の使用につき次のとおりとすること（別表第 1 号の表関係）。
 - (1) アマチュアスポーツ，レクリエーション等に使用する場合 1，320 円（高校生以下の者が使用する場合にあっては，660 円）
 - (2) (1) 以外の場合 3，720 円
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 7 号 柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号は、柏市立保育園及び柏駅前送迎保育ステーションにおいて乳児等通園支援事業を実施するため、柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市立保育園条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

(1) 乳児等通園支援事業の実施（第 10 条の 2 関係）

市長は、規則で定める保育園において、乳児等通園支援事業を実施するものとする。

(2) 乳児等通園支援事業の対象となる乳幼児（第 10 条の 3 関係）

乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供の対象となる者（（3）及び（4）において「対象乳幼児」という。）は、次に掲げる要件を満たす乳児又は幼児とすること。

ア 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であること。

イ 満 3 歳未満の者（児童福祉法施行規則第 1 条の 32 の 10 第 3 項に規定する者を除く。）であること。

(3) 乳児等通園支援事業の利用時間数（第 10 条の 4 関係）

乳児等通園支援事業を利用することができる時間数は、対象乳幼児 1 人につき 1 月当たり 10 時間を上限とすること。

(4) 乳児等通園支援事業の利用に係る認定及び許可（第 10 条の 5 及び第 10 条の 8 関係）

乳児等通園支援事業を利用しようとする対象乳幼児の保護者は、あらかじめ市長の認定を受けた上で、その許可を受けなければならないこと。

(5) 乳児等通園支援利用料（第 10 条の 10 及び別表第 4 関係）

市長は、（4）の許可を受けた者から、次のとおり乳児等通園支援利用料を徴収すること。

ア 利用 1 回当たりの時間数が 1 時間以内の場合 300 円

イ 利用 1 回当たりの時間数が 1 時間を超える場合 30 分当たり 150 円

2 柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

- (1) 柏市子ども・子育て支援複合施設に設置する柏駅前送迎保育ステーション（以下「送迎保育ステーション」という。）において、送迎保育事業のほか、乳児等通園支援事業を実施すること（第3条関係）。
 - (2) 送迎保育ステーションにおいて実施する乳児等通園支援事業について、
 - 1（2）から（5）までと同様の改正を行うこと（第12条の2から第12条の4まで、第12条の7及び第12条の9並びに別表関係）。
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行すること。

議案第 8 号 柏市アフタースクール条例の制定について

議案第 8 号は、本市が設置する小学校において、児童に対し放課後等に多種多様な体験活動及び生活の場を提供することにより、全ての児童が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後等における居場所の充実を図り、もって児童の健全な育成に資するため、柏市アフタースクール条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 目的（第 1 条関係）

この条例は、本市が設置する小学校において、児童に対し放課後等に多種多様な体験活動及び生活の場を提供することにより、全ての児童が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後等における居場所の充実を図り、もって児童の健全な育成に資することを目的とすること。

2 アフタースクール事業（第 2 条関係）

市長は、1 の目的を達成するため、アフタースクール事業（次に掲げる事業を一体的に行う事業をいう。）を実施すること。

(1) 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業

(2) 学齢児童に対し、主として学校の授業の終了後又は休業日において、学習、スポーツ、遊び、地域との交流その他の活動の機会を提供する事業

3 実施場所（第 3 条及び別表関係）

(1) アフタースクール事業は、本市が設置する小学校のうち規則で定めるものの（以下「事業実施校」という。）の施設及びこどもルーム（2（1）に掲げる事業を実施するために設置する施設をいう。）を利用して実施すること。

(2) （1）により設置するこどもルームは、柏市立柏五小こどもルームほか 19 施設とすること。

4 事業の実施区分及び事業の対象となる児童（第 5 条及び第 6 条関係）

アフタースクール事業は次の表の左欄に掲げる区分により実施するものとし、その対象となる児童はそれぞれ同表の右欄に掲げる児童とすること。

事業の実施区分	事業の対象となる児童
(1) (2) から (4) までの掲げる時間以外の時間に実施する事業	本市に住所を有し、又は本市が設置する小学校に在籍している学齢

	児童その他市長が認める児童（以下「対象児童」という。）
(2) 事業実施校の休業日（長期休業日を除く。）の午前8時から午後5時までの間に実施する事業	対象児童であって、その保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることができないもの又はこれに準じる状況にあるとして市長が認めるもの
(3) 午後5時から午後7時までの間に実施する事業	
(4) 長期休業日の午前7時から午前8時までの間に実施する事業	

5 事業の利用及び利用料（第7条及び第8条関係）

- (1) アフタースクール事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請をし、その許可を受けなければならないこと。
- (2) (1)の許可を受けた者は、当該許可に係る児童1人当たり、各月ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額の利用料を納付しなければならないこと。

ア 4(1)に掲げる事業のみを利用する場合又は4(1)及び(2)に掲げる事業を利用する場合 4,000円（8月分にあつては、9,000円）

イ 4(1)から(3)までに掲げる事業を利用する場合 8,000円（8月分にあつては、13,000円）

ウ 4(4)に掲げる事業を利用する場合 500円（8月分にあつては、1,000円）

- (3) 4(1)から(3)までに掲げる事業を利用する児童が間食の提供を受けるときは、当該間食の提供に係る実費に相当する額として規則で定める額の利用料を市長に納付しなければならないこと。

6 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。
- (2) 柏市立こどもルーム条例の一部改正（附則第4項関係）

午後5時から午後7時までの間の保育の提供を受けない場合における保育料の額を月額4,000円（8月分にあつては、月額9,000円）に、時間外保育料の額を月額500円（8月分にあつては、月額1,000円）にそれぞれ改めること（柏市立こどもルーム条例第5条第2項及び第5条の3第4項関係）。

議案第 9 号 柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の制定について

議案第 9 号は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 この条例は、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする（第 1 条関係）。
- 2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする（第 3 条関係）。
- 3 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）及びその職員並びに乳児等通園支援事業を行う事業所に関する次に掲げる事項等について、基準府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）をいう。以下同じ。）に定めるとおり定めること（第 5 条から第 20 条まで関係）。
 - (1) 乳児等通園支援事業者に係る一般原則
 - (2) 非常災害への対策、安全計画の策定等
 - (3) 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件
 - (4) 利用乳幼児の平等取扱いの原則
 - (5) 利用乳幼児に対する虐待等の防止
 - (6) 衛生管理、食事の提供等
- 4 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分すること（第 21 条関係）。
- 5 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準（6 に掲げる事項を除く。）について、基準府令に定めるとおり定めること（第 22 条（第 2 号を除く。）及び第 23 条関係）。
- 6 乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること（第 22 条第 2 号関係）。
- 7 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について、基準府令に定めるとおり定めること（第 26 条関係）。
- 8 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行すること。

議案第 10 号 柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号は、柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域内における建築物に関する制限を行うため、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区計画の区域について、新たに建築物に関する制限を定めること（別表第 1 関係）。
- 2 柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならないこと（別表第 2 関係）。

A 地区	1 準工業地域内に建築してはならない建築物 2 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外の建築物にあっては、次に掲げる建築物のいずれにも該当しないもの (1) 研究開発等施設に複合する用途のもの又は附属するもので次に掲げるもの - ア 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 - イ 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第 130 条の 3 で定めるもの - ウ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものであって、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以内のもの - エ ホテル又は旅館 - オ 学校、図書館その他これらに類するもの - カ 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの - キ 病院、公衆浴場、診療所又は保育所 - ク 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの - ケ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの - コ 自動車教習所、自家用倉庫又は畜舎 - サ パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの - シ 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの (2) 研究開発等に関わるもので次に掲げるもの - ア 事務所 - イ 工場（建築基準法第 51 条に規定する用途に供するもの等を除く。） (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物 (4) (1) から (3) までの掲げる建築物又は B 地区の (1) から (4) までの掲げる建築物に附属する自動車車庫
B 地区	1 準工業地域内に建築してはならない建築物 2 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外の建築物にあっては、次に掲げる建築物のいずれにも該当しないもの (1) 研究開発等施設に複合する用途のもの又は附属するもので次に掲げる

	もの ア 住宅，寄宿舎又は下宿 イ 住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの ウ 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3，000平方メートル以内のもの エ 学校，図書館その他これらに類するもの オ 大学，高等専門学校，専修学校その他これらに類するもの カ 公衆浴場 キ 老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ク 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの ケ 自家用倉庫又は畜舎 コ パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋，洋服店，畳屋，建具屋，自転車店等で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの サ 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの (2) 研究開発等に関わるもので次に掲げるもの ア 事務所 イ ホテル又は旅館 ウ 共同住宅 エ アからウまでに掲げる建築物に複合する店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものであって，その用途に供する部分の床面積の合計が3，000平方メートル以内のもの オ 工場（建築基準法第51条に規定する用途に供するもの等を除く。） (3) 病院，診療所又は保育所 (4) 巡査派出所，公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (5) (1) から(4) までに掲げる建築物又はA地区の(1) から(3) までに掲げる建築物に附属する自動車車庫
--	--

- 3 柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域内の建築物の壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離は，1号壁面線にあっては道路境界線から1メートル以上，2号壁面線にあっては都市計画道路境界線から5メートル以上，3号壁面線にあっては道路境界線から5メートル以上，4号壁面線にあっては隣地境界線から5メートル以上，5号壁面線にあっては道路境界線から5メートル以上とすること（別表第4関係）。
- 4 柏都市計画柏の葉医療・研究開発地区地区整備計画区域内の建築物の各部分（3号壁面線の前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以内にあるものに限る。）の高さの最高限度は，当該建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じたものとする（別表第5関係）。
- 5 この条例は，公布の日から施行すること。

議案第 11 号 工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 1））

議案第 11 号は、柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 1）について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市大室 1193 番地の 3 ほか

2 概要

次に掲げる柏市立小学校の屋内運動場の空調設備設置工事一式

- (1) 柏市立田中小学校
- (2) 柏市立田中北小学校
- (3) 柏市立西原小学校
- (4) 柏市立十余二小学校
- (5) 柏市立花野井小学校
- (6) 柏市立富勢西小学校
- (7) 柏市立富勢小学校
- (8) 柏市立富勢東小学校

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

329,780,000 円

5 契約の相手方

柏市東三丁目 1 番 4 号

丸東水道石材有限会社

代表取締役 染 谷 郁 尾

議案第 1 2 号 工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 2））

議案第 1 2 号は、柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 2）について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市十余二 3 4 8 番地 5 1 中央 4 0 4 街区 1 ほか

2 概要

次に掲げる柏市立小学校の屋内運動場の空調設備設置工事一式

- (1) 柏市立柏の葉小学校
- (2) 柏市立松葉第一小学校
- (3) 柏市立松葉第二小学校
- (4) 柏市立高田小学校
- (5) 柏市立柏第四小学校
- (6) 柏市立柏第五小学校
- (7) 柏市立柏第六小学校
- (8) 柏市立柏第七小学校

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

3 6 6 , 0 8 0 , 0 0 0 円

5 契約の相手方

柏市豊四季 2 5 8 番地の 2

株式会社岡田工業所

代表取締役 岡 田 勇

議案第 13 号 工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 3））

議案第 13 号は、柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 3）について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市あけぼの一丁目 7 番 6 号ほか

2 概要

次に掲げる柏市立小学校の屋内運動場の空調設備設置工事一式

- (1) 柏市立柏第一小学校
- (2) 柏市立柏第二小学校
- (3) 柏市立柏第三小学校
- (4) 柏市立柏第八小学校
- (5) 柏市立旭小学校
- (6) 柏市立旭東小学校
- (7) 柏市立豊小学校
- (8) 柏市立名戸ケ谷小学校

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

292,270,000 円

5 契約の相手方

柏市豊上町 29 番地 4

株式会社サン商会

代表取締役 阿 部 泰 英

議案第 1 4 号 工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 4））

議案第 1 4 号は、柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 4）について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

流山市向小金四丁目 2 0 番地の 1 ほか

2 概要

次に掲げる柏市立小学校の屋内運動場の空調設備設置工事一式

- (1) 柏市立光ヶ丘小学校
- (2) 柏市立中原小学校
- (3) 柏市立酒井根小学校
- (4) 柏市立酒井根東小学校
- (5) 柏市立酒井根西小学校
- (6) 柏市立増尾西小学校
- (7) 柏市立土南部小学校
- (8) 柏市立逆井小学校

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

3 5 3 , 5 4 0 , 0 0 0 円

5 契約の相手方

柏市高柳 8 6 3 番地 1

株式会社エクエコ

代表取締役 小 林 宏

議案第 15 号 工事の請負契約の締結について（柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 5））

議案第 15 号は、柏市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（その 5）について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市大井 1854 番地 1 ほか

2 概要

次に掲げる柏市立小学校の屋内運動場の空調設備設置工事一式

- (1) 柏市立風早北部小学校
- (2) 柏市立大津ヶ丘第一小学校
- (3) 柏市立大津ヶ丘第二小学校
- (4) 柏市立藤心小学校
- (5) 柏市立高柳小学校
- (6) 柏市立高柳西小学校
- (7) 柏市立手賀西小学校
- (8) 柏市立手賀東小学校

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

281,930,000 円

5 契約の相手方

柏市高柳 863 番地 1

株式会社エクエコ

代表取締役 小林 宏

議案第 16 号 財産の取得について（軽電気自動車）

議案第 16 号は、公用車として使用する軽電気自動車を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
軽電気自動車 10 台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
21,762,301 円
- 4 契約の相手方
千葉市中央区都町三丁目 2 番 2 号
日産プリンス千葉販売株式会社
代表取締役 豊永裕次

議案第 17 号 示談の締結及び損害賠償の額の決定について

議案第 17 号は、道路上で発生した事故について、次のとおり示談を締結し、及び損害賠償の額を定めようとするものです。

1 事故の概要

令和 5 年 8 月 8 日、柏市船戸 1703 番 10 先の県道上の交差点において、職員の運転する塵芥車^{じんがい}が当該交差点で右折した際、対向車線から直進してきた相手方 A の運転する相手方 A 所有の自動車（相手方 B 及び相手方 C 同乗）と衝突し、当該塵芥車の左後部のバンパー等及び当該相手方 A 所有の自動車の左前部のボディー等が破損し、並びに相手方 A が頸椎^{けい}、腰椎等を、相手方 B が腰部等を、及び相手方 C が左膝等を負傷したもの

2 示談及び損害賠償の相手方

- (1) 東京都足立区在住 A
- (2) 東京都足立区在住 B
- (3) 東京都足立区在住 C

3 示談の内容及び損害賠償の額の決定

- (1) 本件事故に関し本市が相手方 A に対して賠償義務を負担する損害の総額は、金 1,558,780 円とする。
- (2) 本件事故に関し本市が相手方 B に対して賠償義務を負担する損害の総額は、金 741,699 円とする。
- (3) 本件事故に関し本市が相手方 C に対して賠償義務を負担する損害の総額は、金 655,063 円とする。

議案第18号 令和7年度柏市一般会計補正予算について（第1号）

議案第18号は、令和7年度柏市一般会計予算の総額を22億8,154万円増額し、1,818億1,754万円に補正しようとするほか、債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和7年度6月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第19号 令和7年度柏市病院事業会計補正予算について（第1号）

議案第19号は、令和7年度柏市病院事業会計予算の収益的収入の予定額を1億5,000万円増額して約5億976万円に、収益的支出の予定額を1億5,000万円増額して約5億976万円に、資本的収入の予定額を4,000万円減額して約2億8,101万円に、資本的支出の予定額を4,000万円減額して3億6,700万円に補正するほか、企業債、継続費及び他会計からの補助金に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和7年度6月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 20 号 柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 20 号は、公職選挙法施行令の改正に準じ、柏市議会議員及び柏市長の選挙における選挙運動の費用の公費負担に係る限度額を改めるため、柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市議会議員及び柏市長の選挙における選挙運動の費用の公費負担に係る限度額を次のとおり改定すること（第 5 条の 2、第 5 条の 4 及び第 8 条関係）。

区分	改正前の単価	改正後の単価
選挙運動用ビラの作成（1 枚当たり）	7 円 7 3 銭	8 円 3 8 銭
選挙運動用ポスターの作成（1 枚当たり）	2 8 円 3 5 銭に選挙のポスター掲示場の数から 5 0 0 を減じて得た数を乗じて得た金額に 5 8 6 , 9 0 5 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額	3 0 円 7 3 銭に選挙のポスター掲示場の数から 5 0 0 を減じて得た数を乗じて得た金額に 6 0 9 , 6 9 0 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 2 1 号 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 2 1 号は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に
準じ、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立
会人の報酬の額を改めるため、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を
改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 報酬の額を次のとおり改めること（別表第 1 第 1 0 号から第 1 2 号の 5 ま
で関係）。

職名		改正前	改正後
投票 管 理 者	投票所の投票管理者	日額 1 2, 8 0 0 円	日額 1 4, 5 0 0 円
	共通投票所の投票管 理者	以内で市長が定める 額	以内で市長が定める 額
	期日前投票所の投票 管理者	日額 1 5, 2 3 2 円 以内で市長が定める 額	日額 1 7, 2 5 2 円 以内で市長が定める 額
開票管理者及び選挙長		1 回当たり 1 0, 8 0 0 円	1 回当たり 1 2, 2 0 0 円
投票 立 会 人	投票所の投票立会人	日額 1 0, 9 0 0 円	日額 1 2, 4 0 0 円
	共通投票所の投票立 会人	以内で市長が定める 額	以内で市長が定める 額
	不在者投票に係る投 票立会人		
	期日前投票所の投票 立会人	日額 1 2, 9 4 0 円 以内で市長が定める 額	日額 1 4, 6 9 2 円 以内で市長が定める 額
開票立会人及び選挙立会人		1 回当たり 8, 9 0 0 円	1 回当たり 1 0, 1 0 0 円

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

